

議 事 概 要

会議の名称 令和5年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和6年1月29日(月) 午後1時30分から午後3時5分まで

開催場所 エコハウス 多目的室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	加藤 恵
国民健康保険医代表委員	水野 智文
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	山田 豊美
公益代表委員	篠壁 多恵
事務局 福祉部長	川本 満男
保険医療課長	林 元美
同課長補佐	伊藤 弘憲
国保年金係長	浜田 のぞみ
同主任	水口 利佳

傍聴者人数 1名

会議の公開・非公開 公開

議題

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
- 2 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
- 3 令和6年度国民健康保険事業費納付金について(本算定)
- 4 令和6年度国民健康保険税について
- 5 第3期データヘルス計画(案)について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 会長 土方 義信

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、水野智文委員を指名。

3 議題（諮問事項）

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

（国民健康保険税課税限度額の変更及び軽減判定所得基準の変更）

事務局説明 資料1により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（課税限度額の変更と軽減判定所得基準の変更）について説明。

質疑応答・意見等

会長 限度額超過世帯は全体の何割ほどになるか。

事務局 令和5年12月末5,257世帯であった。改正前の後期高齢者支援金等課税額に係る限度額超過世帯は184世帯で約3.5%程度である。改正後の限度額に達する世帯は157世帯で全体の約3.0%となる。

会長 軽減判定所得の変更について、7割軽減及び長久手市独自の減免については変更はないのか。

事務局 そのとおり。

会長 課税限度額について愛知県では国の施行令に従って現在104万円にしている市町村が大半ということか。

事務局 そのとおり。

委員 （その他意見なし）

会長 意見がないようなので、諮問事項の資料1長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、「諮問のとおり改正することに異議なし」として市長に答申する。

4 議題（報告事項）

- (1) 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
（国民健康保険運営協議会の委員の追加）

事務局説明 資料 2 により、長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例（委員の追加）について説明

会長 現在の委員は被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表の3つであるが、被用者保険等保険者代表という4つ目の枠を増やすということか。

事務局 そのとおり

委員 被用者保険等保険者とは国保の運営をしている人か。

事務局 全国健康保険協会や健康保険組合など国保以外の保険を運営する団体のことである。

委員 長久手市内の企業から募るのか。

事務局 長久手市内に限定したものではない。

委員 国民健康保険以外の保険者の代表が第三者として加わるということか。

事務局 そのとおり。

委員 長久手市として候補があるのか。

事務局 現時点では、まずは全国健康保険協会愛知支部に依頼をする予定である。

会長 国民健康保険の運営の費用は社会保険からも出ているのか。

事務局 今は市に直接お金が入ってくるわけではなく、県で調整が行われている。国保は退職後の加入者が多く年齢が高い方が多い。年齢等の不均衡の調整を行うために社会保険等の保険料から社会保険診療報酬支

払基金へ前期高齢者納付金が支払われている。そこから前期高齢者交付金として県へ納付される結果、各市町村が県へ支払う納付金が減額される（資料3参照）。国保の運営負担費用が減ると社会保険の拠出金が減るという関係性があり、意見をいただくことでより円滑に国民健康保険の運営を行えることから今回改正することとなった。

会長 その他ご質問がなければ、このことは保険税や保険給付に関わることではないため諮問案件ではなく、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

(2) 令和6年度国民健康保険事業費納付金について（本算定）

事務局説明 資料3により、令和6年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について説明

質疑応答・意見等

会長 納付金算定にかかる県内シェアの被保険者数、所得水準及び医療費水準の「1」はなにか。

事務局 被保険者数は愛知県全体の被保険者数を「1」、所得水準については愛知県全体の被保険者の総所得が「1」となる。県内シェアの数値は長久手の割合となる。医療費水準については年齢調整後の医療費の水準の全国平均が「1」となるため、長久手市は国より医療費がかかっていないということになる。

委員 所得水準は長久手市は高いということか。

事務局 そのとおり。国保加入者の所得水準は高くなっている。

委員 （その他意見なし）

会長 その他ご質問がなければ、このことは、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

(3) 令和6年度国民健康保険税について

事務局説明 資料4により、令和6年度国民健康保険税について説明

質疑応答・意見等

会長 基金取崩額について過去に予定をしている時もあったが令和1年度以降は結果として取崩しをを行っていないのか。今年度も予定はないのか。

事務局 そのとおり。

会長 県の交付金を多く受けることができたということか。

事務局 ここ数年は当初見込より多く交付を受けている。

会長 平成30年度から6年間かけて県の示す標準保険税率に合わせるため保険税率を上げてきたが、令和6年度は基金の取崩しも含め、県の示す保険税率まで上げなくても県への納付金を納めることができるということか。

事務局 そのとおり。

委員 令和6年度も基金の取崩しを行わない可能性もあるということか。

事務局 令和6年度の決算の状況によっては取崩しを行わない可能性もある。

会長 令和5年度の保険税額が大きいですが保険税率は上げすぎたのか。

事務局 令和5年度については7月の当初課税時点の数値となっており、決算になると保険税課税総額や1人あたり保険税額が大きく変わる可能性がある。1人あたり保険税額が大きく上がった令和4年度は当初見込みよりも所得が高い被保険者多かった。

委員 令和6年度見込の被保険者数が大きく減っているが何か原因があるのか。

事務局 令和5年度の欄は7月の当初課税時点の数値であるため、実際の平均被保険者数は減る見込みであり、令和5年度と令和6年度を比較した際に大幅に減っているということにはならないと思われる。令和6年度も団塊の世代が後期高齢者医療へ移行するため、減少傾向は続く

見込である。

会長 今回は保険税率を上げないため、諮問案件にはならないということで、その他ご質問がなければ、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

(4) 第3期データヘルス計画（案）について
事務局説明 資料5により、第3期データヘルス計画の概要について説明

質疑応答・意見等

委員 重複服薬指導事業の「1万人あたり」とは長久手市民全体からの換算か国民健康保険加入者からの換算か。なぜ85人なのか。

事務局 国民健康保険での計画になるため国民健康保険加入者で1万人に換算したものとなる。現時点で1万人に換算すると98人の重複服薬者がいる。それよりも減らすことを目標とするため今回は85人とした。

委員 受診勧奨通知は書面で送っているか。企業の健診だと受診勧奨通知に同封されている用紙に医師の記載欄があり、受診したうえで医師に記載してもらい提出をしなければいけないようになっている。医師の記載欄があると受診に来る可能性が高くなると思うが、そのような欄はあるか。

事務局 医師の記載が必要だと文書料が発生する場合があるため、本人が記入し、返送してもらっている。医療機関側の負担等もあるため医師会とも相談しながら今後検討させてもらう。

会長 文書料は基準はあるか。

委員 診断書等は基準がない。紹介状のような診療情報提供書は保険点数で一律で決まっている。しかしどちらにせよ患者の負担は出てしまう。

会長 その他ご質問がなければ、このことは、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

会長 その他、事務局何かあるか。

事務局　今年度の国保運営協議会は本日が最後となるが、現在の委員の任期が今年の6月末までのため、今回が現委員での最後の開催となる予定。

会長　以上をもって、令和5年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とする。

午後3時5分終了